

平成16年4月15日(木)
於・農林水産省第2特別会議室

水産政策審議会
第15回資源管理分科会議事録

水産庁

水産政策審議会・第15回資源管理分科会

1. 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成16年4月15日 午後1時28分
閉会 平成16年4月15日 午後2時25分

2. 出席した委員の氏名

委員	小林嗣宜	桜本和美	菅原 昭	樋口清允
	福島哲男	三鬼楠好	山口敦子	山下東子
特別委員	石黒勝三郎	蟹 忠男	川端 勲	熊谷拓治
	佐々木護	寿崎洋一	高橋健二	中田邦彦
	藤井 浩	本川廣義	保田綱男	山田邦雄
	吉岡修一	來田仁成		

3. 水産庁側出席者

弓削次長 竹谷資源管理部長 中前増殖推進部長 五十嵐漁政課長
須藤企画課長 高柳管理課長 重沿岸沖合課長 山下遠洋課長
井貫研究指導課長 小松漁場資源課長 長谷資源管理推進室長
松本海洋技術室長

4. 諮問事項

諮問第59号 漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業の公示について

諮問第60号 漁業法第58条第1項の規定に基づく遠洋底びき網漁業の公示について

諮問第61号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

5. 報告事項

漁船漁業構造改革推進会議中間とりまとめについて

6. 議 事

別紙のとおり

7. 議決の数

出席者全員賛成

8. 答 申

別紙のとおり

目 次

1、開 会

1、議 事

諮問事項

諮問第59号 漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業の公示について

諮問第60号 漁業法第58条第1項の規定に基づく遠洋底びき網漁業の公示について

諮問第61号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

報告事項

漁船漁業構造改革推進会議中間とりまとめについて

1、閉 会

開 会

五十嵐漁政課長 定刻前でございますが、委員の方全員おそろいでございますので、ただいまから第15回資源管理分科会を開催いたします。

本日の委員の出席状況でございますが、委員8名の方全員の御出席でございます。資源管理分科会として成立していることを御報告いたします。

お手元の配付資料でございますが、ちょっとごらんいただきますと、まず、「議事次第」の1枚紙、「資料一覧」の1枚紙、それから、資料1が委員の方の「名簿」、資料2が「中型さけ・ます流し網漁業の公示について（諮問第59号）」でございます。資料3が「遠洋底びき網漁業の公示について（諮問第60号）」、資料4が「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく基本計画の検討等について（諮問第61号）」でございます。最後、資料の5は「漁船漁業構造改革推進会議の中間とりまとめについて」となっております。もし不都合があればお申し越しいただきたいと思っております。

それでは、以後の進行を分科会長によるしくお願いいたします。

山下分科会長 皆さんこんにちは。きょうはまた年度初めで、それぞれお忙しいところ大勢お集まりくださりましてありがとうございます。実は今から資源管理分科会を始めますけれども、聞いておられますと、1時間ちょっとぐらいで終了するような予定に考えておられる方が後ろの方におられるようですので、着々と進めていきたいと思っております。御協力のほどよろしくお願いいたします。

諮問事項

諮問第59号 漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業の公示について

山下分科会長 早速、議事に入ります。

まず、諮問第59号の「漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業の公示について」説明の方をお願いいたします。

山下遠洋課長 遠洋課長の山下でございます。私の方からは、資料2に基づきまして諮問第59号の御説明をさせていただきます。失礼させていただきます、座って説明させていただきます。

まず、資料2でございますが、諮問文を最初に朗読させていただきたいと思っております。

水産政策審議会

会長 小野 征一郎 殿

農林水産大臣 亀井 善之

漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業の公示について（諮問第59号）

中型さけ・ます流し網漁業につき、別紙の公示案により、許可又は起業の認可をする船舶の総

トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めるとともに、この公示に係る許可の有効期間を平成 16 年 5 月 1 日から平成 17 年 2 月 28 日までと定めたいので、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 58 条第 3 項及び第 60 条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

次に、この公示の内容につきまして御説明を申し上げます。ページで申し上げますと、2 ページ目と 3 ページ目の表をごらんいただきたいと存じます。3 ページ目の表の方がよろしいかと思いますが、まず、対象の漁業種類でございますが、中型さけ・ます流し網漁業のうち、日本海の海域のみを操業区域とするものを除くものでございます。

公示隻数につきましては、昨年の許認可隻数 74 隻から、漁船の売却によって 1 隻の許可が失効しておりますので、73 隻といたしたいと考えております。

以下、前年と内容は同じでございますが、船舶の総トン数につきましては、新トンで 30 トン以上 185 トン未満、旧トンで 30 トン以上 153 トン未満でございます。

操業区域につきましては、一番最後、7 ページに図がございますが、ロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する 200 海里水域、いわゆるロシア 200 海里水域でございまして、図の方を御参照いただきたいと考えます。

次に操業期間でございますが、平成 16 年 5 月 1 日から同年 7 月 31 日までとなっております。

申請期間については、一般の漁業でございますと 3 カ月が申請期間となっておりますが、この件につきましては国際交渉の関連、具体的には日口の民間の漁業交渉との関連と漁期が関連してございますので、3 カ月より短い期間としたいと考えております。具体的には、公示の日から 4 月 23 日までとしたいと考えております。

また、この表には掲げておりませんが、諮問文において書かれておりますとおり、公示にかかる許可の有効期間につきましては、平成 16 年 5 月 1 日から平成 17 年 2 月 28 日までといたしたいと考えております。

以上でございます。

山下分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について何か御質問、御意見はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、諮問第 59 号については、原案どおりと決定いたします。

諮問第 60 号 漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく遠洋底びき網漁業の公示について

山下分科会長 次に、諮問第 60 号の「漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく遠洋底びき網漁業の公示について」、説明をお願いします。

山下遠洋課長 引き続きまして、資料 3 に基づきまして諮問第 60 号の御説明をいたします。

最初に、諮問文を朗読させていただきたいと思えます。

水産政策審議会

会長 小野 征一郎 殿

農林水産大臣 亀井 善之

漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく遠洋底びき網漁業の公示について（諮問第 60 号）

当該漁業について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条第 1 項の規定に基づき公示するとともに、当該公示にかかる許可の有効期間を当該許可の日から平成 17 年 7 月 31 日までと定めたいので、同条第 3 項、第 58 条の 2 第 6 項及び第 60 条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

次に、この公示の内容につきまして御説明したいと思います。資料の 2 ページ目、説明をごらんいただきたいと思ひます。

遠洋底びき網漁業の許可の有効期間が平成 16 年 7 月 31 日をもって満了するため、新たに平成 16 年 8 月 1 日からの許可又は起業の認可を行うための公示をするものでございます。

1 の でございますが、漁業法第 58 条第 1 項に規定された許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間、 でございますが、同法第 60 条第 3 項に規定された許可の有効期間、を定めたいということでございます。

次に、資料の 3 ページをごらんいただきたいと思ひます。公示の内容を表にしております。

まず、許可又は起業の認可を行う隻数でございますが、平成 15 年は公示隻数 68 隻としておりましたが、実際の申請数が公示隻数より 3 隻少ない 65 隻でありましたことから、これらにつきまして許可又は起業の認可を行ったところであり、平成 16 年度の公示隻数につきましては、平成 15 年の実績から 65 隻といたしたいと考えております。

次に、遠洋底びき網漁業の許可の有効期間でございますが、従来から同じでございますが、国際取り決めとの関係を考慮いたしまして、平成 16 年 8 月 1 日から平成 17 年 7 月 31 日までの 1 年間としたいと考えております。

このほか、船舶の総トン数については、従来同様 15 トン以上でございます。

また、操業区域につきましても、これまでと同様、日本周辺の沖合底びき網漁業及び以西底びき網漁業の許可の水域を除くすべての海域としたいと考えております。

操業期間でございますが、これも従来と同様の対応いたしまして、平成 16 年 8 月 1 日から平成 17 年 7 月 31 日までの 1 年間としたいと考えております。

申請の期間でございますが、資料の脚注にございますが、申請開始日を公示日といたしまして、終了日は開始日の 3 カ月後としたいと考えております。

以上でございます。

山下分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について何か御質問、御意見はございませんでしょうか。

それでは、諮問第 60 号については、原案どおりでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下分科会長 では、そのように決定いたします。

諮問第 61 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について

山下分科会長 次に、諮問第 61 号の「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について」説明をお願いします。

高柳管理課長 管理課長、高柳と申します。よろしくお願ひ申し上げます。

お手元の資料の 4 - 1 でございますけれども、まず諮問文を申し上げます。

水産政策審議会

会長 小野 征一郎 殿

農林水産大臣 亀井 善之

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第 61 号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）第 3 条第 7 項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成 15 年 12 月 4 日公表。以下「基本計画」という。）に別紙のとおり変更の検討を加えたいので、同条第 8 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画の一部を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第 7 項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第 9 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、あわせて貴審議会の意見を求める。

ということでございます。

具体的には、長崎県に対するサバ類の T A C の追加配分ということでございます。

開いていただきまして、4 - 2 に新旧対照表がございます。さらにもう一枚めくっていただきますと、2 ページと付した欄に、（ 5 ）マサバ及びゴマサバというふうになっております。これが長崎県につきまして、現在の 7,000 トンから 1 万トンに増やしたい、3,000 トン追加配分したいということでございます。

この 7,000 トン、1 万トンと申しますのは、あくまで今年の上半期、1 月から 6 月分についての配分量でございます。なぜ今回こういう追加配分をお願いしたかと申しますと、7,000 トン配分していたんですけれども、既に 1 月、2 月のサバ類の水揚げ量が 5,200 トンでございます。ほとんどはマサバでございますけれども、非常にとれているということございまして、長崎県から 3,000 トン追加配分してほしいという要望がありました。

この増加の背景でございますけれども、御案内のとおり、長崎県につきましては東シナ海と申しますか、つまり日本の E E Z と韓国、中国の E E Z と境界を接しているわけでございます。サバ類の資源は、日本と韓国、中国の共通の資源という面があるわけでございます。その共通の資源が日本水域にどれくらい来るのか、また一方で韓国水域にどれくらい来るのか、回遊率が年によって差があるという状況でございます。

現在は、対馬暖流が九州の沿岸に接岸している傾向がございます。このため、従来であれば済州島近辺にできるであろうマサバの漁場が、今年は例年よりももっと長崎県側に寄っている状況でございます。御案内のとおりサバ類、特にマサバにつきましては、我が国全体としては資源量、漁獲量は実は多くないわけでございますけれども、こういった対馬暖流の流れの中で特殊要因という形で、長崎県につきましてはマサバの漁場が大きいというふうになっているわけです。こうした状況から、これを追加配分したいと考えております。

ただし、この1万トンと申しますのは、上半期分ということでございます。これは昨年の11月に当分科会にお諮りしまして、TACにつきましては、TACの量と漁獲量の差を縮めると申しますか、よりきめ細かなTACを設定したいということで、TACの配分につきましては、上半期、下半期2回に分けるということをお諮りし、御了承いただきました。

その考えは具体的には、ABCとっております生物学許容漁獲量の1.5倍、浮魚については1.5倍のTACを設定する。その上で1.5倍のうち1.0倍については上半期にまず配分する。そして上半期の漁獲状況を見ながら下半期の配分、つまり0.5が既に内部に留保しているわけでございますが、実際に0.5のうちからどこまで配分するかにつきましては、それぞれ上半期の漁獲状況を見ながら配分したい。そして、それにつきましては当分科会にお諮りしたいということを御説明し、御了承いただいたわけでございます。長崎県につきましては、上半期分について1万トンに増やしたいということでございますが、トータルで長崎県がどれくらいになるかにつきましては、むしろこれからの漁獲状況もあるわけでございまして、今後の漁獲状況を見ながら、またしかるべき時期に当分科会にお諮りしたいということでございます。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

山下分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について何か御質問、御意見はございませんでしょうか。

それでは、御意見がないようですが、諮問第61号については、原案どおりということでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下分科会長 それでは、そのように決定いたします。

報告事項

漁船漁業構造改革推進会議中間とりまとめについて

山下分科会長 以上で審議事項3つ済みしましたので、今度は報告事項ということで、報告事項の「漁船漁業構造改革推進会議中間とりまとめについて」ということでございます。説明の方をお願いいたします。

須藤企画課長 企画課長の須藤でございます。クリップでとめてございます資料5で3つの資料を一緒にしてございますが、それをごらんいただきます。

漁船漁業構造改革推進会議を10月から開催している旨、一度、資源管理分科会におきまして御報告いたしております。それにつきまして、今年の3月31日に中間とりまとめとしてその結果を公表しましたので、その御報告でございます。

漁船漁業構造改革推進会議につきましては、一度御説明しましたとおり、漁船漁業の再生のため、水揚量の重視から、収益や労働環境を重視する経営の体質転換が急務であるということを目標として、既存漁業や資源管理との調和を確保しつつ、新しい技術の開発・導入等を積極的に推進すべきという認識のもとに発足したものでございますが、基本的にはその会合の進め方といたしまして、民間からの具体的な漁船の姿の提案をいただいて、それについて委員の方に審議をしていただくというところから議論を始め、そこから横断的な意見等も交換されて、それをまとめてきたということで話を進めてきたところでございます。

3月末の第4回までの会議を開催しておりまして、今回は、それまでの検討結果の中間とりまと

めという形になっております。

2の検討事項のところに書いてございます。具体的な提案、ただいま申しましたとおり民間からの具体的な提案をもとに、その創意工夫、発意を尊重して、そこから新しいブレークスルーをつくるという基本的な考え方に基づいて議論を進めてきたということでございまして、具体的な提案のあった事項、これは50余りの提案があったわけですが、その提案の中でこの検討にある程度なじむといえますか、その検討に耐え得るある程度のデータ、漁船の図面等を含めた姿が明らかかなものを、この推進会議の全体の会合の中で検討を進めました。これが大体この下にあります、5つの漁船の姿になっていたものでございます。

少しめくっていただきまして、参考のところに図がありますので、むしろそちらの方を見ていただいた方がわかりやすかろうと思えます。具体的な提案のあった漁船漁業像というところで参考をつくっております。ここで5つのものをそれぞれ出しております。

最初は、北部太平洋の大中型まき網漁業を念頭に置いた、まき網漁業の船団の縮小化でございます。ミニ船団と通称しているものでございます。従来の船団はその図の左側のような構成で、網船と、運搬船2隻程度及び探索船2隻程度の5隻船団で1カ統が形成されていたものでございますが、網船に、運搬といえますか、附属船の機能のある程度組み込みまして、網船と運搬船の計2隻の体制にしていくという提案でございます。

これによりまして、効果としては下に掲げておりますが、漁獲量はある程度減りますけれども、それを上回るコストの削減が可能になるというものでございました。

これについて検討した結果としては、技術的には実証試験が行われていて、その技術的な可能性はわかっております。したがって、実用化への移行が可能であるということ。

のところに書いてございますが、したがって、漁業者による実用化を早急に推進する一方、漁獲圧力が増大しないことの検証を含めた具体的な計画が必要であるということがこの結論でございました。

2番目の提案でございます。それは1ページめくったところでございます。

底びき網漁業に関する提案でございます。俗に北欧型船型と呼ばれております、縦が余り長なくて横が幅広の寸胴スタイルの船型の提案でございます。これにつきましては、期待される効果については省エネ、省人効果、メンテナンスの効率化による経費の削減、また、居住・作業環境の改善といった点で効果があるというものが期待できる一方、導入に向けて技術的な問題点があるということが指摘されております。

つまり、のところでございますが、低速時での省エネ効果がより大きくなりますけれども、我が国の操業形態として、漁場に急いで出てまた戻ってくるという日帰り操業の操業形態に対応可能なかどうか検討が必要であるということ。それから、現状とは異なる水揚げ方法によりまして、流通側の評価がどうなるかという問題点があるということが指摘され、また、にありますが、港、市場の事情等も踏まえて検討する必要があるということがございましたので、現地の実情に合わせたことを念頭に置いて、再度考える必要があるということを指摘されております。

3番目の提案は、また1枚めくっていただきまして、まぐろはえ縄漁業を念頭に置いた提案でございました。まぐろはえ縄漁業についての電気推進システム等の導入等でございます。まぐろはえ縄船の絵の一番左の下のところ、ポッド型と言われておりますが、小さい固まり、そこに電気の発動機を組み込んだ、そこにまたプロペラも一体についております電気の推進システムを入れる。発電機は、その紗がかかっているところの中に小さく組み入れるものでございます。

これによって期待される効果としては、ある程度船体の後ろのスペースが余裕があるということで、全体の流れの加工のシステムが組み込みやすくなってきている。したがって、例えば甲板を閉鎖化することによりまして、船上加工も組み込みますと、ある程度の付加価値向上までつなげることができるということでございます。

また、電気の推進システムそのものだけでも経費の改善が見込め、居住環境や作業環境の改善も同時に実現し得るであろうというものでございます。

にありますとおり、技術的には可能であるというものでございまして、 にあります今後の方向としては、電気推進システムは収益性の改善は期待できて、また、技術的にも確立しておりますので、漁業者による導入を推進していくことが必要であろう。また、同時に実現可能であろうと見込まれる船上での加工についても、早期実現化を目指す必要があるだろうというものでございました。

1ページめくっていただきまして、4番目の提案、これは東海黄海海区を念頭に置いたまき網漁業でございます。現在のまき網に加えまして、同じ船が中層トロールの機能を持つ兼業船をイメージしたものでございます。これによりまして、従来の船団の縮小を同時に行いつつも、トロールの漁法によりまして漁獲も期待できるように変えていくものでございます。

の期待される効果でございますが、船団の縮小もありまして、乗組員とか隻数の削減がございますので、漁獲量の減少はある程度ございます。しかし、それ以上に収入減を上回る経費のカットが可能になる。また、漁船の大型化による居住環境の改善というのも期待できるということでございます。

他方、技術的な課題というのも指摘されております。 でございますが、外国では中層トロール漁法というのは実績がございますが、我が国では実績がないということから、漁場に合わせた操業方法の確認という作業が必要であるということでございます。

したがって、 にありますとおり、今後、我が国周辺の海域、対象魚種の特性を考慮しまして、日本型の中層トロールの開発に向けた検討、実証化試験が必要であることが指摘されました。

5番目の提案は、遠洋底びき網漁業における全層の、表層、中層、底びきの下層といいますが、そのトロールと底はえ縄兼業の漁船をイメージした提案でございました。ただ、これにつきましては、 でございますが、操業の対象となる海域、魚種、経営収支等がいまだはっきりしておりませんので、その辺を十分検証した上で実証化に向けた検討が必要であるということございました。

以上のような個別の具体的な提案を受けて検討してきたわけではございますが、その中で横断的なテーマが委員の方々から出されたものでございます。

一番最初のところに戻らせていただきまして、3ページでございます。業種横断的な案件について1枚にまとめてございます。業種横断的な案件について、(1)から(8)までまとめてございます。

最初それぞれの提案を見まして、漁船の大型化をせざるを得ないようなものがあるという意見が出てきております。それは居住・労働環境、収益性の改善といった観点での大型化をせざるを得ないようなもの、同時に漁獲能力のむやみな増大にはつながらないようにすべきであるということでの検討がなされたものでございます。

このようなテーマについて、方向性としては基本的に容認すべきである。したがって、漁獲能力の考え方や規制方法について技術的に検討し、平成16年度中に結論を集約。漁船の小型化による収益性改善についても同時に検討する必要があるということございました。したがって、

ここで規制の方法等の検討素材といえますが、検討を進めることになりましたので、水産庁を含めまして関係団体等を入れまして、16年度にまとめるべく検討を進めていく予定でございます。

(2)でございます。新しい技術、新しいシステムを導入する際に、漁獲圧力の増大につながることに懸念を払拭する必要があるという意見でございます。これにつきまして、先ほどのような漁船の大型化という議論をしていたときに、漁獲能力の増大というのはデータの上では確認はとれますが、しかしそれだけではなくて、実際に海の上でそれが漁獲圧力増大になっているかどうかというのを多くの方が懸念を持たれる可能性がある、これをどういうふうに払拭していくかということでございます。

新しい技術の導入は、やはり段階的に行って、その際に管理措置の遵守状況、また漁獲圧の変化を十分モニターしていくことが必要であるということで話が一致したわけでございます。漁獲能力の増大がその際に見られれば、それをすぐに是正していく措置が必要であろうということになりました。

(3)番目でございます。ソフト面での技術開発ということでまとめてございます。新たな技術を導入した漁船の効果が有効に発揮できるように、漁獲から流通・加工までを含む地域における技術のシステム化を推進する必要があるということで意見の一致があったものでございます。

これは先ほど紹介しました欧州型の底びき網漁船の議論の際に出てきたものでございますが、欧州型の底びき網漁船で、幅広とは言いながら底もある程度厚みのある船になりますので、現在の港の水深と漁港での冷却施設、ある程度鮮度管理が船の上で行き届いたものをそのまま水揚げしてスムーズに温度が保たれた状態で流通まで回せるかどうかという懸念があったところから、このような議論が展開されました。

ここについては、漁獲から流通・加工まで含めて、地域全体で技術のシステム化を考えていかなければならないだろうという御指摘でございまして、水産庁、また地域の関係機関でその具体的なイメージを考えていくことになっております。

(4)番目でございます。継続的な技術開発の体制づくりでございます。今回はあくまでも民間の方々からの提案をもとにして、その創意工夫を生かすという考え方からやってきたわけでございますけれども、なかなかPRの期間等も短くて、すべての漁業種類、または沿岸の方も含めて、幅広い御提案をいただけたというわけではなかったように反省しております。

そこで、技術開発案件を常時受け付ける窓口を創設いたしまして、ある程度時間を置いてからでございますが、推進会議をそのまま維持して、検討していく体制を確立していく必要があるだろうということでございます。このための周知徹底活動とか、あわせて沿岸漁業の技術開発の促進というのを考えていく必要があるというものでございます。

(5)番目は新技術導入にかかる推進策でございます。新しい技術の検討をいたしますと、どうしてもそれを実施に移していくためのプロセスの中に、実証化とか導入の円滑化措置が必要であるということが議論の中から出てきたものでございます。

最初の実証化試験の充実でございますが、研究機関等が協力して、要素技術の開発や新技術導入漁船の実証化を推進していく必要がある。新たな技術の有用性の確認、漁業者の技術習得のための研究機関等の所属船を活用していくべきであるというものであります。

2番目の導入の円滑化のための措置でございます。漁業者による技術の導入の推進に向けまして、新たな技術を取り入れた経営モデルの提示をしていく必要があります。また、実現に向けましては融資措置の活用等、導入円滑化の方策を考えていく必要がありますので、これはまさに行政施策で

ございますから、水産庁において16年中に集約していくことがまとまっております。

(6) 番目でございます。低利用、未利用資源の開発のための新たな漁船漁業像の検討の必要性がうたわれたものでございます。低利用、未利用資源の有効利用に向けまして、試験船の調達、試験操業、試験的利用加工の実施等を総合的に推進することが必要であるということは言われましたが、具体的な方策はこの場ではなかなか議論がなされておられませんので、これは関係機関を入れまして、水産庁と関係機関の間で、16年度中に集約すべきことが指摘されております。

(7) 番目は漁獲能力規制の考え方でございます。収益の改善、また漁獲圧力の増大についての議論を踏まえて、一方で、漁業全体のことを考えますと、漁業の競争力、特に国際競争力の確保という観点から、特に国際漁業で操業する漁業については規制緩和を早急に図っていく必要があるだろうという御指摘があり、それで意見が一致したということで、16年中に具体的な考え方を集約していく必要があることとなっております。

最後に、関係者の意識改革という形で載せております。このように議論を展開してきたわけですが、現下の漁業の情勢にかんがみますと、すべての関係者によりまして、漁獲量重視から収益重視への意識改革が必要である。また、流通業者との協力関係を図りつつ、この会議で討議がなされました成果の普及によりまして、意識改革を推進していく必要があるということがうたわれました。

以上のような結論でございました。

この結論を受けまして具体的な検討がなされ、漁業管理制度にかかわる、または資源管理関係にかかわる規制の見直しをするものが随時生ずる可能性がございます。それにつきましては、そのたびごとに資源管理分科会にお諮りして御審議を願う予定にしております。

以上でございます。

山下分科会長 ありがとうございます。

これまで推進会議の方は去年の7月からですか、1年足らずですがいろいろと検討してこられたようで、いろいろ盛りだくさんな革新的な提案なども今していただいたように思います。この説明について何か御質問、御意見などございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

三鬼委員 お願いします。

三鬼委員 参考の3ページ目、まぐろはえ縄漁業(電気推進システム等導入)の計画につきましては、具体的な着工の時期とかそういうものはどうなんでしょうか。

須藤企画課長 推進会議の際には、提案のあったまさにこういった図面と効果の資料で審議させていただきました。その際に希望されている方が具体的にいらっしゃるということもあわせて聞いておりますから、そういう方の御意思を尊重するようにいろいろと考えてきたわけでございます。ただ、今時点で具体的に導入すべきという方向性をつけましたので、導入していただくように要請しておりますけれども、具体的な案件につきましては漁業者の計画プランそのものでございますので、担当者の方から。

山下遠洋課長 遠洋課長でございますが、この「電気推進システム等導入」と書いてありますけれども、この「等」を除きまして、電気推進システムの新しいまぐろはえ縄漁船につきましては、つい最近、建造許可がおりまして建造が開始されたところでございます。ただ、船上加工のシステムは今後の問題になっておりまして、3ページにございますうちの一部が実現、今着手したところでございます。

三鬼委員 ありがとうございます。

山下分科会長 よろしゅうございますか。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ、佐々木委員。

佐々木特別委員 参考の1ページのまき網の関係ですけれども、いわゆる5隻から2隻になるということなんですけれども、これは操業実態がいわゆる灯火によって、よく言う灯船で就業して操業するというパターンですね。これについては全く今までのパターンからはずれる操業実態になると思うわけですが、30%の漁獲減以上に影響が大きいのではないかと私は思うんです。私も大中の経験者でございますけれども、魚種によっては当然灯船がなくて船団操業でできる分野もあるわけですけれども、カタクチという魚種はほとんど灯火しないと漁獲できないのではないかとと思うんですが、その辺の状況は十分検討されたんでしょうか。

山下分科会長 福島委員が手を挙げておられるんですが、よろしいですか。

福島委員 漁業者の立場で今の御意見にお話申し上げたいと思いますけれども、北部まき網では灯船、要するに火焚き操業はしておりません。

以上です。

山下分科会長 今の話でよろしゅうございますか。

それでは、ほかに何か御意見、御質問等ございませんか。

ないようでしたら、本日予定しておりました議事につきましては終了いたしました。

この機会に、本日の議事にかかわらず何でも結構ですので、何か御発言の御用意があればお願いいたします。熊谷委員お願いします。

熊谷特別委員 熊谷でございますけれども、冒頭に会長から、きょうは時間があるとおっしゃったので申し上げたいなと思っておりました。海外のイカの話をちょっと申し上げたいんですが、きょうきのうなんかのニュースに出ておまして、アルゼンチン、フォークランド、特にフォークランドは大変な不漁ということで、もうほとんどの船が操業をあきらめてペルーへ移動しております。それから、アルゼンチンも今年は去年と違って、去年1カ月半ぐらい遅れて操業を開始したんですが、2月1日から本当は操業できるわけですけれども、3月中旬からやった。今年は2月1日から開始したんですが、これも漁が余りよくなくて、きょうから約5日間操業をストップとして、その後は南緯44度から北に漁場を移動して、南は禁漁にするという報道がされております。我々にも実際にそういう連絡が来ております。

この背景をちょっとお話申し上げたいんですけれども、実は私も去年アルゼンチンに行ったときに、アルゼンチンのいろいろな方々から言われましたのは、南極の氷が御承知のとおり温暖化の影響でかなり解けている。それから、氷山がこれも最近テレビでもやっておりますが、70 m、80 mの氷山が崩れてどんどん解けているという話がございます。

それとの関連で水温がかなり下がる。かなり下がりますとプランクトンがいなくなります。プランクトンがいなくなると、イカが餌がないものですから移動して、北の方に移動するというような格好になっております。漁労長と電話で話をしても、海がやたらきれいなんだよと言うんです。きれいだということはプランクトンがないということです。透き通って見えるということです。

その一方では、北の方は水温が上がっております。20日から44度より北の操業を開始しますけれども、ある程度私はあると思っておりますが、これもやってみなければわかりません。ということで、一つここで地球規模の温暖化現象がいろんな形で漁業に影響を与えるということを申し上げたかったわけです。

翻ってみますと、この前の委員会のときに、どなたかから大型クラゲのお話がありました。役

所の方からも日中韓のシンポジウム等々があって、解明にこれから努めていくというお話がございましたけれども、どうも大型クラゲの話も、中国の海岸線に張りついている工場の排水と今の温暖化の両方にかかわっているんじゃないかという話がございます。

それから、逆に悪いことばかりではなくて、去年、今年にかけて太平洋のアカイカをかなり長期にわたって漁獲させてもらいまして、私も中型を持っておりませんが、中型はある程度採算はいい方向に動いております。多分これも水温が上がったということがかかわっているんじゃないかということです。

そうすると、今申し上げたかったのは、今のような地球規模で温暖化現象が進んでいって、それが海況に大きな影響を与えている。その中で資源がかなり変化している。その辺を的確につかんでいかないと、ただ、単なる不漁だ、漁があった、ないという話ではなくて。私も今回のフォークランド、アルゼンチン、特にフォークランドは不漁という話ではなくて、天災だと思っております。ですから、そういう認識をして、どうするかということを考えていただかなければならないのではないかと。

イカに関しても、かなり北にイカが移動しているという話もございます。ウルグアイからブラジル周辺でもとれるんじゃないかという話もございます。いろんな話が出てくるわけですがけれども、要は資源調査を今までとは違うように、今のグローバルな変化の中でどうするんだということを的確に把握していかないと、ただただ減少の後を追っていくだけの話になってしまうのではないかとということが一つございます。

それから、これは八戸では大変大きな問題になっておりまして、流通加工の方々が原魚がないと。そうすると今までアルゼンチンなりその他の漁場から豊富に加工原魚が入ってきたものですから、それを対象にしたいろんな施設を持っているわけですが、それが十分稼働していかなくなるという話になってきます。

それなら輸入したらいいんじゃないかという話が出ますが、輸入できません。なぜかという、同じ漁場から日本船もとったし、外国船もとったやつが日本に入ってきたということですから、そもそもの資源が減少してしまえば日本に入ってくるのは非常に少なくなります。あわせてヨーロッパを中心に魚価が非常に上がっておりまして、日本に持ち込まないという可能性も大きくなってきておりまして、非常に八方ふさがりの状態だなど。それを打開する方法は何かというと、さっき申し上げたような資源の的確な調査、それも世界的な規模の海況の変化で、どうすればどうなるんだというあたりを解明していくことではないのかなと思っております。

恐らくフォークランド政府でも、アルゼンチン政府でも、あるいはその他の国々でも、日本が資源調査等々に御協力をするという申し出があれば、恐らくそれは喜んで受けるだろうし、そういうような国際協調の中で遠洋漁業の生きる道を探していくことも出てくるのではないかと、こういうことを緊急事態の中で考えております。今もしできればお聞かせいただきたい。そういうグローバルな海況の変化、資源の変化についての対応をどういうふうに進めていらっしゃるのか。それは具体的に、さっき申し上げたような説がアルゼンチン海域、フォークランド海域に出っておりますけれども、役所としてはどういうふうな把握をしていらっしゃるのか、その辺のところをお教えいただければと思います。

以上です。

山下分科会長 わかりました。それでは、お願いします。

小松漁場資源課長 まず1点、日本近海のアカイカについては去年と今年の違いは、今年は5度

の冷水塊が随分常磐沖まで南下しまして、太平洋はアカイカに系統群が冬生まれと秋生まれがあるんですが、両方とも結構豊富であります。そこに漁場形成がうまくいったということだろうと思います。ですから、もっと獲る気があればできると思います。

それから、アルゼンチンの方はどうも温暖化だろうと思います。イギリスの南極研究所の研究によりますと、14度ぐらいのときはイカが湧くんだそうですが、今年は18度ぐらいじゃないかと言われておりまして、そのときは余り発生がよくなるんだそうです。それでどうも少ないんじゃないか。ただ、根本的な理由はわかっておりません。

それから、日新丸船団で見ますと、ちょっと場所が南極半島ではなくて、南極大陸周辺のハロス海とディービス海峡沖の方なんですけど、これはオーストラリアの南の方ですけども、アルゼンチンの方ではないんですが、水温が温かくなっている、南極の氷が解けているという傾向は今のところありません。ただ、フォークランドのあたりはどうも温かくなっているようであります。

それから、全般的な地球温暖化との関係につきましては、イワシ、サバが随分不漁で、30年周期、50年周期という説があるわけですけども、その中で変わっていくのであればそれを予測しようということ、最近はまだ大局的な、単年の調査ではなくて、アリューシャンの低気圧が強いとき弱いときの関係を分析しまして、今の時期はアリューシャンの低気圧が弱くて親潮の張り出しが弱い。したがって、黒潮とぶつかるのが弱くてプランクトンが出てこない。

それから、日本海の方でも同じような状況があって、シベリアの方から強い季節風が吹かなくて攪拌していない。だから、どうも餌がわいてこないんじゃないか。その傾向はあと何年か続くんじゃないかならうか。へたすると10年以上続くんじゃないかならうか。そんな中で我々は資源の研究の方を見ているんですけども、卓越年級群がわいたところで、低いもう平らになったところに卓越がわいた。卓越をとろうとの考え方は、全体の大きい山が今まであったことから比べるとやはりやるべきではない。出てきてもそれはとるべきではないということだろうと研究者、私どもの部局は思っております。無論、物事はそんなに単純じゃないわけで、いろんな意思決定がその後に行われるわけでございます。

それから、研究調査サイドからすると、海の水が温かくなっているのと、クラゲ一般に海のごみ掃除みたいな傾向がありますから。これは一般論でエチゼンクラゲ、大型クラゲの場合はわかりませんが、やはり何か掃除する機能を海に持たせたいというところが働いたんじゃないかならうかということをもっと多くの科学者も言っていることは事実ですが、これは検証の要があるということでもあります。

したがって、今はそういう大きな流れで気象、海象を見ながらやっていく。ただ私は申し上げたいのは、アカイカもたくさんいます。マッコウクジラの胃の内容物の捕食量から見ると、資源量が研究サイドで算定するけたが1つ違うんじゃないか。すなわち数十万トンの資源量じゃなくて、数百万トンの可能性がある。

それから、保田さん(全さんま会長)には申しわけないんですけど、800万トンのサンマがいる。カタクチイワシは1,000万トンいます。ハダカイワシは1,000万トンいます。だから、今までいなかった魚が別の魚にシフトして、その魚がいることは厳然たる事実で、それに全体の環境がいろんな意味で国際情勢とか国内の情勢についていってない。したがって生産が少ないと、こんなことじゃないかと思えます。

山下分科会長 ありがとうございます。

この話はとても大事なことで、今後も議論と情報交換を続けていかなければならないと思います

が、残念ながら次の会議にこの部屋を使うという話がございまして、ここで一たん終わらせていただきたいと思っております。

何か事務局の方からございますでしょうか。

五十嵐漁政課長 ありがとうございます。次回の資源管理分科会でございますが、私ども目下のところ7月上旬ころと考えております。テーマは、「承認漁業等の取締りに関する省令の一部改正について」、これをお諮りしなければいけません。その他出てくればあわせてお願いしたいと思っております。

また、ただいま分科会長からお話がありましたように、委員の方々には既に御案内してございますが、2時半から水政審の総会、引き続きまして委員懇談会ということで開催させていただきます。よろしく願います。

山下分科会長 それでは……。吉岡委員。

吉岡特別委員 ちょっとお願いしたいんですが、特に回答は要りませんので、御要望だけ申し上げたいと思うのでございますが、水産庁にはすべてそうした資料あるいは情報が入っていると思うわけでございますが、最近の韓国船の無謀な操業については目に余るものが実があるわけございまして、恐らく境港なり九州の方からはそうした情報は入っておると思うのでございますが、先日でも逃げられてしまっておる。その上に船をぶち当てられておる。じゃあ、つかまえないのかということに漁業者としては非常に怒りを感じているわけでございますので、もっともっと強硬にやるならやっていただきたい、増強していただきたいということだけを御要望申し上げておきたいと思っております。

山下分科会長 では、承っておきます。

最後の方で急いでしまって申しわけございませんでした。以上をもちまして、本日の資源管理分科会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会

答 申 書

16水審第2号
平成16年4月15日

農林水産大臣 亀井 善之 殿

水産政策審議会

会 長 小野 征 一 郎

平成16年4月15日(木)に開催された水産政策審議会第15回資源管理分科会において審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

- 諮問第59号 漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業の公示について
- 諮問第60号 漁業法第58条第1項の規定に基づく遠洋底びき網漁業の公示について
- 諮問第61号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について